

## 第3章

### 基地の歩み（その2. 自衛隊関係）

《前年度からの主な変更点》

ページ	変更内容	令和5年度版	令和4年度版
—	なし	—	—

## (1) 自衛隊の発足

昭和25年6月に勃発した朝鮮戦争は、戦争放棄を謳った平和憲法下に再出発した我が国に、大きな転機をもたらした。同年7月には、占領軍の朝鮮半島派遣によって手薄となった国内の治安維持強化のため、連合軍司令部は7万5千人の国家警察予備隊が創設と、海上保安庁の定員も8千人増員を認可した。8月になると警察予備隊令が公布され、陸上自衛隊の前身である警察予備隊が発足した。

また、昭和27年4月には、海上保安庁令の一部改正により海上警備隊が創設された。

## (2) 海上警備隊の誘致

昭和27年4月28日、対日平和条約、日米安全保障条約が発効すると、自衛力強化の必要性が叫ばれ海上警備隊西南地区の総監部を佐世保に設置しようとの動きが表面化した。天然の良港であることに加え、旧海軍が60年にわたって築いた軍港施設がほとんどそのまま残されていたことから、白羽の矢が立ったのである。

しかし、「平和産業港湾都市」を目指して復興に取りかかっていた佐世保市にとって、海上警備隊の設置問題は立市計画と合致しない上、総監部の設置が倉島の旧防備隊跡地に予定されていたことは、跡地を水産基地にとの市の計画と相容れないものであった。一方、市民の間には見るべきヒンターランド（後背地）を持たない市の現状や、長崎市と漁獲高を争うことの不利、岸壁の使用制限等による貿易港としての見込み薄などから、特需なき佐世保を救うには警備隊の誘致以外にないとの声が起こった。

これを受けて、市議会へこの問題を諮ったところ、市議会は昭和27年8月に海上警備隊誘致特別委員会を設置して、積極的に誘致運動に乗り出した。この間、伊万里市も県と一体となり強力に誘致運動を行っていた。市議会では同年11月25日に全員協議会を開いて誘致か断念かの採決を行い、大差をもって旧防備隊跡地（倉島）を提供して誘致を図ることが決議された。以後、市を挙げての運動が実り、昭和28年9月16日、警備隊佐世保地方総監部の佐世保設置が決定し、同年11月14日に旧防備隊跡に開庁した。

## (3) 警備隊から自衛隊へ

昭和29年6月9日、保安庁法にかわって防衛庁設置法と自衛隊法が公布され、同年7月1日、陸海空の自衛隊が発足した。これにより、警備隊佐世保地方総監部も海上自衛隊佐世保地方総監部に改められ、昭和43年4月、総監部は平瀬町の旧海軍鎮守府跡に庁舎を新築し移転した。

## (4) 陸上自衛隊

昭和25年8月の警察予備隊の発足により、同年9月4日、警察予備隊針尾駐屯部隊が旧海軍第3海兵団跡（針尾）に設置された。以後、警察予備隊は昭和27年の保安庁発足に伴い保安隊と改称し、さらに昭和29年の防衛庁発足とともに陸上自衛隊と改められた。その後、陸上自衛隊針尾駐屯部隊は増強を続け常に3千名から6千名の隊員が常駐する全国でも屈指の部隊とな

った。しかしながら、昭和30年の相浦教育隊の開隊、また防衛庁の組織変更により、昭和32年9月2日、針尾駐屯地は閉鎖された。

相浦駐屯地は戦前、旧海軍第2海兵団が置かれていたが、戦後連合国に接收され、主に米陸軍が使用していた。朝鮮戦争の際は米軍の集結、訓練地となっていたが、朝鮮戦争が終わると米軍人の数も激減し、昭和30年8月に返還されていた。同年10月、針尾駐屯地にあった第8新隊員教育隊が移駐して陸上自衛隊相浦駐屯地となった。

同駐屯地には、昭和44年8月に、新隊員などの教育部隊である第3教育団本部が別府から移駐され、以降、九州・沖縄地方における隊員教育を担ってきた。

平成12年8月31日には、西部方面隊の直轄部隊として九州・沖縄地域の離島防衛警備や災害派遣を任務とし、情報収集・指揮通信能力等の強化、機動性の確保によって、初動対処能力等の充実・強化を図るものとして、人員約660名規模の西部方面普通科連隊の配置決定が発表され、平成14年3月27日に編成が完了した。

さらに、防衛大綱に基づき、即応性、機動性等の一層の向上を図り、多様化する任務に効率的に対応するための部隊改編の一つとして、平成25年3月26日、第3教育団と福岡駐屯地所在の即応予備自衛官を主体とする第19普通科連隊により、西部方面混成団が同駐屯地において新編発足された。

平成25年12月24日には、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す状況を踏まえ、同年12月17日に閣議決定された「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」に基づき、島嶼防衛に万全を期するため、平成29年度末に水陸機動準備隊（仮称）を陸上自衛隊相浦駐屯地に新編し、その後新編される水陸機動団（仮称）に編入する予定である旨が発表された。

また、平成26年3月24日、武田防衛副大臣が本市を訪れた際には、「水陸機動団の団本部を含む部隊主力については、九州を含む南西地域に配置することを念頭に、引き続き検討を行うとのことであり、具体的な配置場所は決まっていないが、着上陸部隊として新編される水陸機動連隊の一つは、西部方面普通科連隊（約700人）を母体とすることから、1個目の水陸機動連隊は相浦駐屯地に配置することとしている。」との説明がなされた。

その後、平成27年3月26日、陸上自衛隊相浦駐屯地において、水陸機動準備隊編成完結式が挙行され、「水陸機動団（仮称）」を編成するための準備を行う部隊が発足し、平成29年3月27日には、水陸機動準備隊を拡充し、新たに「水陸機動教育隊」を立ち上げた。これまで本部班だけであった準備隊が、水陸機動部隊、戦闘上陸部隊、偵察部隊の各準備隊の4班編成に改編され、新編の教育隊は、水陸両用車（AAV7）の操縦訓練を指導するなど、人材育成の面で中心的な役割を果たすこととなった。

平成30年2月6日の自衛隊法施行令等の改正に係る閣議決定を経て、平成30年3月27日、水陸機動団が新編され、平成31年3月26日には、水陸機動団隷下の戦闘上陸大隊等が配備される崎辺分屯地が開設した。

## (5) 海上自衛隊針尾弾薬庫の建設

昭和60年12月18日、福岡防衛施設局は針尾・大崎半島地区に海自用の弾薬庫を建設したいので、保安距離との関係で市有地を譲渡して欲しい旨を要請してきた。

これは海上自衛隊の継戦能力を向上させるためのものであった。このことに端を発し、以後昭和63年2月まで、市議会（基地等対策特別委員会）と一体となった建設問題に係わる要望、陳情、審議が続けられることとなった。

まず、昭和61年4月21日、市は市有地を譲渡するにあたり ①昭和46年10月の返還6項目陳情のうち、立神岸壁と前畑弾薬庫の一部返還促進 ②ジュリエット・ベースンの埋め立て ③住民・漁民対策25事業（最終的に22事業）の3項目を要望した。これに対しては、同年12月4日、福岡防衛施設局長から①と③については前向きな回答があったが、②については「埋め立て要請は受け入れられないが、港湾調査を行い、必要が認められる事項については双方による協議検討する場を設ける」旨の回答があった。

その後、福岡防衛施設局、佐世保市双方による港湾調査の結果を受け、度重なる協議の末、昭和62年12月22日及び昭和63年1月28日付で福岡防衛施設局長から「港湾調査の取り扱いについては、当局、海上自衛隊及び佐世保市は早急に協議の場を設け問題の解決に努力する」との回答があった。これを受けて、市は当時の瓦防衛庁長官に「将来、倉島地区海上自衛隊施設の移転集約の実現を約束していただきたい。具体化のため防衛施設庁、海上自衛隊、佐世保市からなる三者協議の機関を設け、所要の調査、研究を行うこと」の陳情を行った。

この結果、昭和63年2月22日付で防衛施設庁長官から「佐世保港をめぐる諸問題の取り扱いについては、従来の経緯に鑑み、先に実施した港湾調査の結果を踏まえ、さらに海上自衛隊施設に係る事項を全般に調査・検討し問題の解決に努力するため、防衛施設庁、海上自衛隊及び佐世保市との間で早急に協議の機関を設ける」との回答を得て、昭和63年6月、福岡防衛施設局長、海上自衛隊佐世保地方総監、佐世保市長からなる『佐世保港防衛施設関連問題協議会（いわゆる三者協議会）』が設置された。

海自針尾弾薬庫は、昭和60年度から予算措置がなされ、平成8年度末で16棟の建設が完了した。

## (6) 海上自衛隊倉島地区の移転問題

「佐世保港防衛施設関連問題協議会」は協議会6回と幹事会16回が開催され、倉島地区海上自衛隊施設の移転問題を中心に協議が続けられてきた。ここでは、倉島地区施設の移転先をジュリエット・ベースンにするのか崎辺地区にするのかという問題や、その移転費用や新施設の整備費用を誰が負担するのかという問題等が協議検討されたが、成案を得るには至らなかった。

そのような中、平成9年度と10年度に福岡防衛施設局において倉島地区海上自衛隊施設の建物老朽度調査が実施され、その結果建物の老朽化が著しく、耐震構造の上から倒壊の恐れもあるとの

ことであつた。海上自衛隊は、平成10年8月、佐世保市長あてに「海上自衛隊倉島地区整備計画について（依頼）」との文書を提出し、施設の老朽化等の状況を看過することはできないので、同地区において速やかに施設の建替等の対策を講じたいとの意向を示した。

同地区での施設整備は、倉島地区の移転・集約、跡地の公共活用という、かねての市の構想を断念することにもつながることから、市では市議会、商工会議所、佐世保港運協会等関係者の意見を聞き、その上で老朽施設の安全性の問題、移転を求める場合の財源負担の問題など諸般の事情を考慮し、平成10年11月、海上自衛隊が倉島地区で施設整備をすることを承認した。

なお、これにより「佐世保港防衛施設関連問題協議会」は一応の役割を終えたので、平成11年8月、「佐世保問題現地連絡協議会」（P.38参照）に承継された。

#### (7) 自衛隊による崎辺地区の利活用(崎辺東地区)

崎辺東地区については、平成7年6月以降、平成25年3月に横瀬貯油所へ移転するまで、米軍が「エアクッション型揚陸艇（LCAC）」の駐機場として暫定使用していた。

平成11年度から横瀬貯油所で進められていたLCAC施設整備事業は、平成23年度末に施設整備が竣工し、平成25年2月の日米間における施設提供手続きを経て、同年3月、正式に移転が完了した。

一方、海上自衛隊において、平成元年に崎辺東地区に係留施設総延長950mの大型栈橋の建設が計画されたことから、本市としても、同年、佐世保港地方港湾審議会の答申及び国土交通省の承認を得た上で港湾計画に位置付けた。

そのような中、平成20年12月には、佐世保商工会議所から「崎辺地区における海自機能の充実・整備」についての要望書が提出された。

これらの状況を踏まえ、平成21年3月定例会において、「崎辺東地区については、海上自衛隊としての利活用をお願いしたい。」と市長が表明、同年6月定例会で「崎辺地区の利活用に関する決議」が議決され、議会、行政の足並みが揃ったことから、同年7月、市長と議長の連名により、国に対し要望書を提出した。

佐世保港の有効活用を図る上で、「崎辺地区の利活用」は「新返還6項目」と並ぶ基地政策の重要課題であること、本市と海上自衛隊との間で長年に亘り培ってきた歴史・文化・経済・雇用の面での深い関わり、既存の海上自衛隊施設の整備状況等も勘案し、崎辺東地区における海上自衛隊の係留施設整備等の推進を要望したものである。

我が国防衛の基本政策である「防衛計画の大綱」及び大綱に基づく平成23年度から5年間の「中期防衛力整備計画」に、海上自衛隊の潜水艦を現在の16隻体制から22隻体制へ移行する方針が盛り込まれるとの新聞報道を受け、平成22年11月、崎辺地区の利活用をより具体化するものとして潜水隊群の佐世保配備を要望した。

さらに、同年12月には、佐世保商工会議所から、潜水艦部隊の誘致も含めた「佐世保市における防衛機能の強化」に関する要望書が提出され、12月定例会においては「海上自衛隊による崎辺

地区の利活用を具現化する潜水隊群の誘致に関する意見書」が議決された。

こうした中、同月17日に「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」が閣議決定され、その別表において海上自衛隊の潜水艦を増隻する方針が盛り込まれたことから、議会、経済界及び行政の三者で「海上自衛隊潜水隊群の誘致に関する要望書」を国に対して提出した。

平成26年3月24日、武田防衛副大臣が本市を訪れ、本市がこれまで要望していた潜水隊群誘致に対する回答を含め、崎辺東地区の利活用並びに崎辺西地区における水陸機動団配備に係る、国としての基本的な考え方を示した。

まず、「先の防衛計画の大綱を引き継ぎ、16隻から22隻に増勢することとしている潜水艦については、既存施設を有効活用する観点から、呉及び横須賀において引き続き配備することとしており、佐世保に新たな潜水艦を配備する計画はないとした上で、今後、米側から崎辺東地区が返還されることを前提として、大型護衛艦や「おおすみ」型輸送艦等が係留可能な大規模な岸壁を整備したい。」という基本的な構想が示された。

これを受けて、岸壁が整備されることで佐世保配備の海上自衛隊艦船の係留施設の不足解消が図られ、海上自衛隊の活動が効率的に行われることは、本市の重要課題である港のすみ分けにもつながるものであると認識しており、その方向付けが国として正式に示されたことに賛意を表するとともに、事業として早く着手するための具体的な整備計画の速やかな提示について要請を行った。

平成27年8月6日には、日米合同委員会において、崎辺海軍補助施設（崎辺東地区）に関して、当該施設内に所在する消防施設を赤崎貯油所内に移設することを条件として、本施設全部を日本側に返還することが合意された。令和2年8月28日に赤崎貯油所内への代替施設の提供が日米合同委員会で合意され、令和3年1月25日に崎辺海軍補助施設（崎辺東地区）の日本側への返還が完了した。さらに、旧軍港市国有財産処理審議会（軍転審）の審議を経て、同年3月23日に当該土地等が財務省から防衛省へ所管換えされた。

令和3年度以降、防衛省の予算に施設整備経費が計上され、令和11年度中の完成（予定）を目指し、工事が進められている。

#### (8) 自衛隊による崎辺地区の利活用(崎辺西地区)

平成26年3月24日、武田防衛副大臣が本市を訪れた際、相浦駐屯地への水陸機動連隊配備に係る説明とともに、崎辺西地区の利活用構想として、「新編する水陸両用車を運用する部隊について、人員・規模の詳細、また水陸両用車の具体的な配置台数は、現在、検討中であるが、その配備場所については、水陸両用車に搭乗する水陸機動連隊（相浦）の近傍に位置し、海自の艦艇に搭乗して輸送することになるため、搭載が容易な港湾等の近傍に配備することが適切と考えており、この観点から幅広く候補地を検討しているが、現時点においては、佐世保重工業㈱が所有する崎辺西地区を適地の一つと考えている。」との説明がなされた。

これに対し、本市としては、新たな防衛施設の整備や運用は、地元関係者の理解と協力が不可欠であることから、市及び市議会への情報提供や関係者との緊密な調整の上、具体的な整備計画を示

し、事業として推進するよう要請を行うとともに、国防上必要とされる自衛隊施設の整備・充実に向けて、今後ともできる限りの協力・支援を図っていく旨を表明した。

施設整備に先立ち、平成27年12月11日、佐世保重工業株式会社と国の間で、崎辺西地区の土地売買契約が締結され、その後、国と関係機関との調整等の関係により着工が遅れていたが、調整が終了したことを受け、平成29年4月15日、九州防衛局主催による崎辺地区周辺の関係地域に対する住民説明が開催された。

説明会終了後以降、国による施設整備事業が進められ、平成31年3月26日、陸上自衛隊水陸機動団（P. 48(4)陸上自衛隊の項参照）隷下の戦闘上陸大隊（水陸両用車を運用する部隊）等が配備される崎辺分屯地が開設した。

#### (9) 「大規模災害時等に従事する隊員の家族支援に関する協定」の締結

平成29年5月26日、佐世保市は海上自衛隊佐世保地方総監部並びに陸上自衛隊相浦駐屯地と、「大規模災害時等に従事する隊員の家族支援に関する協定」を締結した。この協定は、東日本大震災のような大規模災害による長期派遣任務などで、家を留守にせざるを得ない自衛隊員とその家族の不安を軽減し、隊員が安心して任務に専念できるよう、市が行う支援について、自衛隊と市との連携の枠組みを定めたものである。

支援の内容の主なものとして、①自衛隊部隊内に設置する臨時に子どもを預かる施設への助言・指導、②利用可能な保育・託児施設等の情報提供、③介護サービスの情報提供など、可能な範囲で協力することとしている。

#### (10) 退職自衛官の市内企業への再就職促進に係る取り組み

地方創生に係る取り組み「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「地場産業の活性化への寄与に向けた退職自衛官の再就職促進」を掲げ、平成28年5月、「佐世保市退職自衛官再就職促進等連絡会議」を設置し、自衛隊、地元経済界及び市が一体となって、佐世保地区において定年を迎える退職自衛官の市内企業への再就職・市内定住に係る取り組みを行ってきた。

本施策は、令和2年度以降の「第7次佐世保市総合計画」においても、引き継がれている。

白 紙